

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第10号（許可の基準） 質屋営業法第7条（保管設備） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第4条第1項、同条第2項（営業所の移転の許可申請） 質屋営業法施行規則第2条第5項（営業所の移転の許可申請）
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：